

第4章 災害時の応急活動対策

- 大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することがその後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。
県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。
- また、県民や企業等が適切な行動をとるためには、地震や津波に関する情報や交通情報等の情報が必要となります。そのため、県では、市町村や関係機関等と連携し、必要な情報の迅速な提供に努めます。
- なお、災害対策本部が設置された際には、職員の2割以上が出勤できない状況を1つの目安として、同本部が神奈川県業務継続計画の発動を決定します。
- 応急対策活動の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進めます。
特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとします。
- また、避難所の設置等の避難対策、食料、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。
- ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。
- なお、巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることを十分留意しつつ、災害応急対策を行います。

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

地震発生後、県は速やかに地震情報を収集・伝達するとともに、県、市町村及び防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況を迅速に収集・連絡し、災害対策本部の設置等必要となる体制の整備を進めます。

災害対策本部設置後、県、市町村及び防災関係機関は、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を行います。

1 地震情報等の収集・伝達

- (1) 県内の震度情報は、震度情報ネットワークシステム（注1）により即時に把握します。また、震源や地震の規模、津波情報等を含めた地震情報等（注2）は気象庁から伝達されます。
- (2) 県では、24時間体制により災害の発生に備えています。時間外、休日等に災害が発生した場合には、まずくらし安全防災局の当直主任、当直員が地震情報等の収集・伝達を行います。地震情報等の伝達については、次の基準により対応します。

○ 市町村等への地震情報等伝達基準

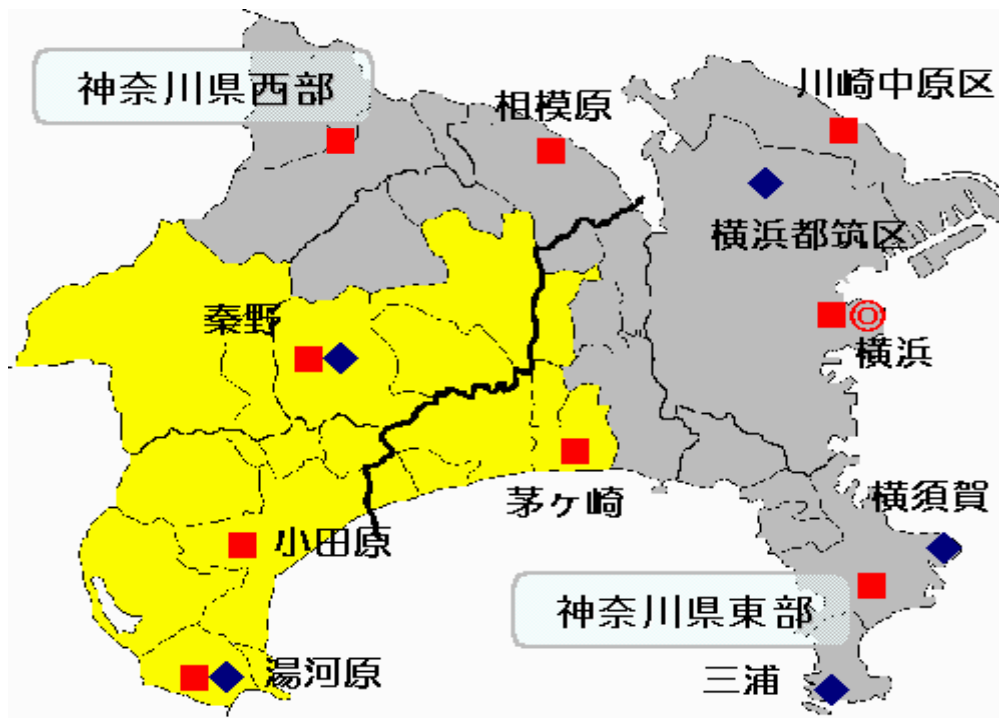
地震	県内最大震度2以下	伝達を行わない	
	県内最大震度3以上	地震情報等並びに震度情報ネットワークシステムによる「地震発生状況」を伝達	
津波	津波警報等	津波注意報	沿岸15市町等へ伝達
		津波警報	沿岸15市町等へ伝達
		大津波警報	沿岸15市町等へ伝達
	津波警報等の発表がない場合	沿岸15市町で最大震度3以下を観測	伝達を行わない
沿岸15市町で最大震度4以上を観測		沿岸15市町等へ津波注意喚起の伝達	
南海トラフ地震	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	市町村等へ伝達	
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	市町村等へ伝達	
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	市町村等へ伝達	
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	市町村等へ伝達	

※津波警報等については、津波予報区の東京湾内湾（注3）又は相模湾・三浦半島（注4）において発表された場合が対象となります。

- (注1) 震度情報ネットワークシステムとは、県内各地に配置した震度計からリアルタイムで震度情報を収集し、市町村ごとの震度を迅速に把握するとともに、収集した地震情報を消防庁及び気象庁へ送信するシステムです。
- (注2) 地震情報等とは、津波警報等{大津波警報、津波警報、津波注意報}及び震度速報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等の地震・津波に関する情報をいいます。
- (注3) 東京湾内湾とは、東京湾内の千葉県富津岬以北（富津岬先端を除く）・東京湾・神奈川県観音崎以北の沿岸の区域のことで、す。
- (注4) 相模湾・三浦半島とは、神奈川県（観音崎以北の東京湾を除く）沿岸の区域のことで、す。



津波予報区



震度・地殻歪観測施設

凡例

◎ 横浜地方気象台 ■ 震度観測施設 ◆ 地殻歪観測施設

- (3) 気象庁が、津波予報区の東京湾内湾若しくは相模湾・三浦半島に津波注意報、津波警報又は大津波警報を発表した場合、県は防災行政通信網を通じて直ちに市町村等に地震情報等を伝達するとともに、災害情報管理システムにより被害情報を収集する旨の連絡を行い、被害の早期把握と情報の共有化を図ります。

なお、沿岸市町への津波注意報又は津波警報の伝達は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報配信が行われるほか、N T T東日本及び県警察（管轄警察署）から可能な範囲において伝達されます。

- (4) 気象庁が、東京湾内湾又は相模湾・三浦半島に津波警報等を発表した場合、緊急速報メールにより該当する沿岸地域の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に、津波避難に関する緊急情報が一斉に配信され、万が一、気象庁が第1報で発表した警報時の津波予想高を超える津波予想が発表された場合などは、政令市にあっては、津波のハザードマップで浸水が想定されている沿岸区等に設定したうえで、県からも必要な情報を緊急速報メールで配信します。また、海岸利用者や沿岸部の道路利用者に対し、津波情報盤や道路情報板により津波情報を伝達します。

- (5) 関係機関及び県は、地震情報等について、地震情報等の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達します。

- (6) 市町村は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）などにより地震情報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて直ちに住民等に伝達するとともに、避難情報の発令の措置を行います。

- (7) 市町村は、地震や津波の発生に伴い避難情報の発令の措置を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、住民等が正確に理解できるわかりやすい表現を用い、反復継続した周知に努めます。

県は、市町村がLアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信を行えないときは、市町村に代わって行います。

- (8) 県は、地震調査研究推進本部等の国の機関の地震情報等や、温泉地学研究所で収集した災害時の地震情報及び群発地震発生時の発生回数等の情報を、市町村や関係機関に伝達します。

○ 県防災行政通信網の運用

1 災害時の通信連絡

気象予警報並びに災害時における災害情報の伝達、及び被害情報の収集その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等を県が行う際には、県主要機関、市町村及び防災関係機関に整備した県防災行政通信網により行います。

2 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」や「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。

(1) 通信の区分

- ア 緊急通信 地震、台風その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）に行う緊急を要する通信
- イ 一般通信 緊急通信以外の通信

(2) 通信の方法

- ア 一斉指令通信 通信複数の通信局に対して、同時に一方的に行う通信
- イ 個別通信 個別の通信局間で行う通信

(3) 通信の手段

- ア 一斉指令通信 データ一斉指令（気象庁が配信する防災情報等のデータの通信）、一斉指令（県が臨時で配信する防災情報等の通信）
- イ 個別通信 音声、チャット、WEB 会議

○ 災害情報管理システムの運用

1 被害情報の収集・伝達

災害情報管理システムは、市町村や県の各機関と災害対策本部室をオンラインネットワークで結び、災害発生時には、市町村等が把握した被害情報を、災害発生当初の速報からその後の詳細な被害内容まで、リアルタイムで県災害対策本部や他の防災関係機関で情報共有するためのシステムです。

これらの情報は、コンピュータ処理により必要な形に加工でき、こうした情報に基づき災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

2 災害情報管理システムの運用

災害情報管理システムの運用は、「神奈川県災害情報管理システム運営要綱」により行います。利用できる情報は次のとおりです。

- (1) 防災基礎情報（病院等の施設、道路、河川等の基礎的な情報）
- (2) 被害情報、被害復旧情報（道路被害・復旧、河川被害、学校被害等）
- (3) 応援要請情報、応急措置情報（自衛隊派遣要請、緊急消防援助隊派遣要請、各機関の応急措置）
- (4) 災害状況資料（被害情報等を基に加工した災害状況資料）

2 配備体制

- (1) 原則として、津波注意報が県下に発表された場合には、県くらし安全防災局では、指定された職員が警戒体制に入るとともに被害情報を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、県の各局及び関係地域県政総合センターの指定された職員は待機体制に入ります。

- (2) 横浜地方気象台が震度5弱若しくは5強を観測発表した場合、津波警報が県下に発表された場合又は気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合には、各局及び関係地域県政総合センターの指定された職員は応急体制に入り被害情報等を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

○ 県職員の配備体制

1 配備基準及び配備内容

区分	体制	配備基準	配備内容
災害対策本部が設置されていないとき	警戒体制	1 津波注意報が県下に発表されたとき	被害状況の把握に必要な人員を配備する。
	第1次応急体制	1 横浜地方気象台が震度5弱を観測発表したとき 又は震度情報ネットワークシステムによって震度5弱を観測したとき 2 津波警報が県下に発表されたとき 3 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき 4 その他状況により必要があるとき	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を配備する。
	第2次応急体制	1 横浜地方気象台が震度5強を観測発表したとき 又は震度情報ネットワークシステムによって震度5強を観測したとき 2 その他状況により必要があるとき	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を全県的に配備するとともに、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、本部が設置できる体制
災害対策本部が設置されたとき	第1次本部体制	1 津波警報が県下に発表され、又は横浜地方気象台が震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムによって震度5弱若しくは震度5強を観測し、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき 3 その他状況により必要があるとき	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的に配備する。
	第2次本部体制	1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき 2 大津波警報が県下に発表されたとき 3 横浜地方気象台が震度6弱以上を観測発表したとき又は震度情報ネットワークシステムによって震度6弱以上を観測したとき 4 その他状況により必要があるとき	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的かつ原則として職員全員を配備する。

2 職員の配備体制

- (1) 指定された職員は、配備基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに配備体制につきます。
- (2) 警戒体制に関する指揮監督は、くらし安全防災局長が行います。
- (3) 災害対策本部長は、職員の配備内容を決定したときは、直ちに各局長及び各地域県政総合センター所長等に通知します。
- (4) 各局長及び各地域県政総合センター所長等は、災害対策本部長が職員の災害対策本部配備内容を決定したときは、あらかじめ定められた配備編成計画に基づく配備体制をとります。

3 配備人員

配備人員は、各局長及び各地域県政総合センター所長等が定める配備編成計画により配備

体制別に定めます。

4 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、配備編成計画に基づき直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参加し、配備につきます。

ただし職員は、災害の状況により所属又はあらかじめ指定された場所に参加できないときは、次に掲げる県の機関に参加し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を実施します。

- (1) 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- (2) 県庁又は各地域県政総合センター
- (3) 県総合防災センター

- (3) 市町村及び防災関係機関等においても、各機関等が定める配備計画等に基づき配備体制をとるとともに、被害情報等を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

3 地震発生直後の被害情報の収集・連絡

- (1) 県、市町村等は、地震発生直後において、庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。
- (2) 知事が必要と認める場合は、現地に神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣し、情報収集を行います。
- (3) 市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに災害情報管理システム等により県へ報告します。その他の防災関係機関においても、各種の被害情報等を防災行政通信網等により県へ報告します。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告します。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとします。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に報告します。
- (4) 人的被害の数（死者・行方不明者数等）については、県が一元的に集約、調整を行います。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとします。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、人的被害の情報について、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告します。
また、県は、人的被害の情報について広報を行う際には、関係機関と密接に連携しながら適切に行います。
- (5) 県は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報原則速やかに公表します。県の公表にあたって、市町村は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行います。
- (6) その他の防災関係機関においても各種の被害情報等を防災行政通信網により県へ連絡します。
- (7) 市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めます。
- (8) 県は、市町村との情報の受伝達、災害応急対策の調整等のため、必要に応じて調査のため職員を派遣して被害情報等の把握に努めます。また、自動車が通行できない場合に備え、自転車の活用を図ることを検討します。
- (9) 県は、防災行政通信網等により、市町村及び防災関係機関の配備体制の把握を行うとともに、災

害情報管理システム等による被害状況の収集・分析を行い、その結果を状況に応じて知事、副知事へ連絡し、その指示により災害対策本部設置のための準備を進めます。

あわせて、「火災・災害等即報要領」等により、その結果を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁及び関係地方公共団体に連絡します。

(10) 市町村は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告します。

(11) 市町村は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告します。

○ 消防庁への報告先

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は次のとおりです。

(N T T回線) 電話 03-5253-7527 (平日 9:30~18:15)
03-5253-7777 (上記以外)
FAX 03-5253-7537 (平日 9:30~18:15)
03-5253-7553 (上記以外)

(消防防災無線) 電話 7-90-49013 (平日 9:30~18:15)
7-90-49101~2 (上記以外)
FAX 7-90-49033 (平日 9:30~18:15)
7-90-49036 (上記以外)

(地域衛星通信ネットワーク)
電話 9-048-500-90-49013 (平日 9:30~18:15)
9-048-500-90-49101~2 (上記以外)
FAX 9-048-500-90-49033 (平日 9:30~18:15)
9-048-500-90-49036 (上記以外)

○ 消防庁災害対策本部等連絡先

(N T T回線) 電話 03-5253-7510 (長官・参謀室)
FAX 03-5253-7553 (宿直室)
(消防防災無線) 電話 90-49101~49102
FAX 90-49036

(地域衛星通信ネットワーク)
電話 9-048-500-90-49101~49102
FAX 9-048-500-90-49036
(中央防災無線) 5017 (兼応急対策室) 5041 (FAX)

(12) 県警察は、被害規模の早期把握のための情報収集活動を行い、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像情報の収集を行うとともに、災害対策本部室に配信します。

(13) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を共有します。

(14) 県は、収集した地震発生直後の情報を消防庁に報告するとともに必要に応じて市町村、他の都道府県及び関係省庁に連絡します。また、県警察は、被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡します。

(15) 市町村は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を県に連絡します。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡します。

(16) 県及び公共機関は、必要に応じて指定行政機関を通じて官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、国の非常災害対策本部等の設置後は、これを非

常災害対策本部等に連絡します。

4 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置

(1) 災害対策本部の設置

(ア) 知事は、地震災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止します。

○ 災害対策本部等設置基準

本部の設置基準	備考
1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき 2 津波警報が県下に発表されたとき 3 横浜地方気象台が震度6弱以上を観測発表したとき 又は震度情報ネットワークシステムによって震度6弱以上を観測したとき 4 その他状況により必要があるとき	各局及び各地域県政総合センター等は、事態を承知したときは、本部設置決定通知等を待たず、第2次本部体制をとる。
5 津波警報が県下に発表され、又は横浜地方気象台が震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムによって震度5弱若しくは震度5強を観測し、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき 6 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき 7 その他状況により必要があるとき	各局及び各地域県政総合センター等は、本部設置決定通知に基づき、第1次本部体制又は第2次本部体制をとる。

○ 災害対策本部

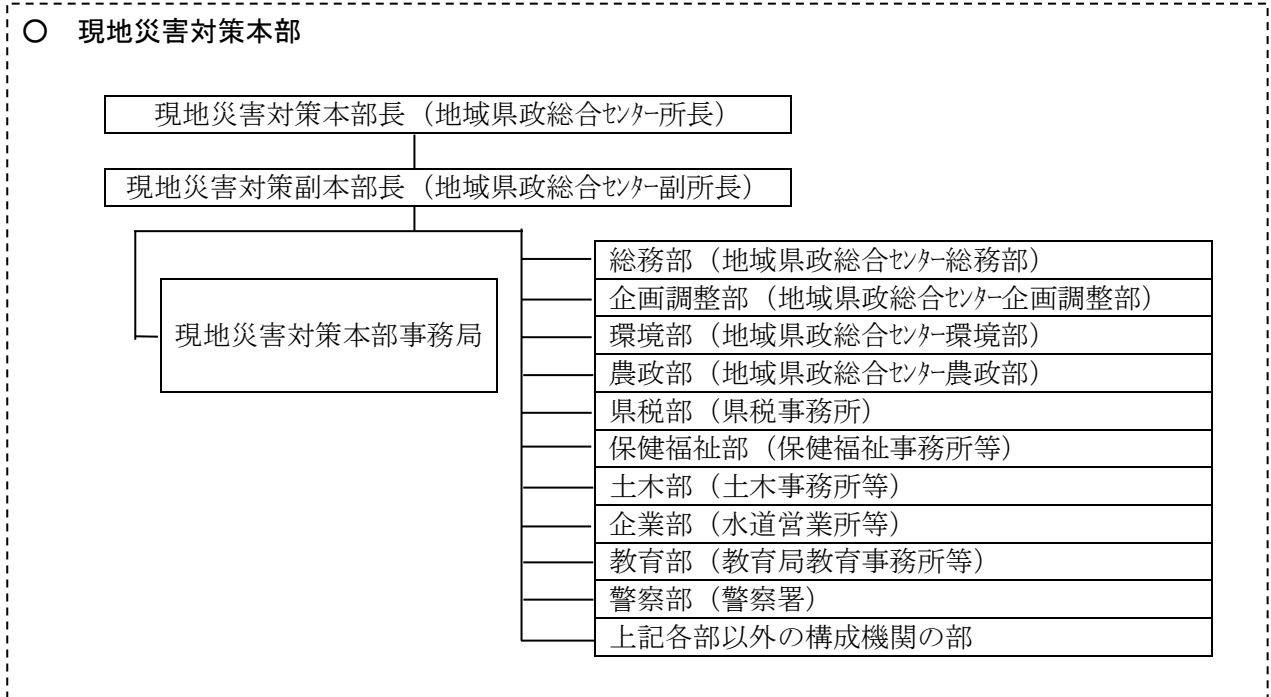


(イ) 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

- ・市町村長
 - ・指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
 - ・陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令
 - ・国土交通大臣
 - ・隣接都県知事等
- (ウ) 災害対策本部長に事故がある場合には、第1順位副知事はその職務を代行します。さらに、第1順位副知事に事故があるときは、第2、第3順位副知事、統制部長（くらし安全防災局長）等が順次その職務を代行します。
- (エ) くらし安全防災局は統制部として被害状況、応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係局にまたがる対策の調整を行います。
- (オ) 災害対策本部は、県庁西庁舎の災害対策本部室に設置しますが、被災等のため県庁舎での活動が不可能となった場合には、県総合防災センターに県災害対策本部を設置します。
- (カ) 県は、災害対策本部が設置された場合には、県総合防災センターに災害活動中央基地を設置し、市町村支援等の災害応急対策を実施します。

(2) 現地災害対策本部等の設置

- (ア) 災害対策本部長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として現地災害対策本部を設置します。
- なお、津波対策として現地災害対策本部を設置する場合は、横須賀三浦地域、湘南地域、県西地域県政総合センターのうち、設置が必要な地域県政総合センターとします。
- また、災害対策本部の設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。
- 災害対策本部長は、当該地域において災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、現地災害対策本部を廃止します。



- (イ) 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援、補完を行うため、庁内に保健医療調整本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(3) 関係県職員の参集・配備

(ア) 県職員は、勤務時間外、休日等において県内で地震を覚知したときは、報道情報を確認し、県内最大震度6弱以上の場合には、配備編成計画に基づき直ちに所属又は事前に指定された県の機関に参集し、配備につきます。ただし、災害の状況により参集できないときは、自己の業務に関連する最寄りの県の機関等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を実施します。

(イ) 気象庁が県下に津波警報を発表したときも同様とします。

(ウ) 県内最大震度5弱若しくは5強を観測し、災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定められた連絡体制により職員を参集、配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(エ) 気象庁が県下に津波警報を発表した場合であって、災害対策本部の設置を決定したときも同様とします。

(4) 市町村の災害対策本部

市町村長は、地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該市町村域に係る災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき市町村災害対策本部を設置します。

(5) 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、地震災害等が発生した場合、又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

(6) 災害対策本部とその他災害対策組織との関係

災害対策本部長は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった災害対策本部組織の運用を図ります。

また、国の現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図ります。

5 災害広報の実施

災害発生時には、被災地住民をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要があります。

県、市町村及び防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行います。なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮します。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

(1) 県の広報**ア 広報の内容**

県は、流言飛語による社会混乱の防止のため、地震や津波に関する情報のみならず、被災状況、応急対策の実施状況、県民のとるべき措置等について積極的に広報します。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられますが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供します。

(ア) 発生した地震、津波に関する情報

(イ) 余震等地震の発生に関する今後の見通し

(ウ) 津波の発生に関する情報

(エ) 被災状況と応急対策の状況

- (d) 避難の必要性の有無
- (e) 避難所の設置状況
- (f) 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- (g) 帰宅経路等に関する情報
- (h) ライフラインの状況
- (i) 医療機関の状況
- (j) 防疫活動の実施状況
- (k) 食料、生活必需品の供給状況
- (l) 相談窓口の措置状況
- (m) 被災者生活支援に関する情報
- (n) 県民・企業等が当面とるべき対応等
例：「むやみに移動を開始しない」「自動車や不急な通信の使用自粛」等
- (o) 流言飛語の防止に関すること
- (p) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
- (q) その他県民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

イ 広報の方法

県は、次により広報活動を行います。

(ア) 放送機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して広報を要請します。

また、県民への災害対策本部設置の伝達、混乱防止のために知事談話の放送を要請します。

○ 要請の窓口

放送機関名	県庁内線	加入電話及び担当窓口
日本放送協会横浜放送局	8 5 7 3	045-211-0737 放送部
(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	045-231-1531 総務部
(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	045-681-7242 報道部
横浜エフエム放送(株)	—	045-223-2585 ニュース室
		045-223-2562 マスター室(夜間)
		045-224-1004 制作2部

(イ) 報道機関への要請

「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請します。

- ・協定締結先一覧（各横浜支（総）局・支社）
日本テレビ(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビ、テレビ朝日(株)、(株)テレビ東京、(株)ニッポン放送、朝日新聞社(株)、(株)毎日新聞社、(株)読売新聞社、(株)産業経済新聞社、(株)東京新聞社、(株)日本経済新聞社、(株)日刊工業新聞社、(株)日本工業新聞社、(社)共同通信社、(株)時事通信社

(ロ) 一般広報

- a 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報
- b 市町村等の広報媒体を活用した広報
- c 県広報車（放送設備のある車両）による広報
- d 必要に応じたヘリコプターによる広報
- e 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- f 新聞紙面購入による広報
- g ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報

(2) 市町村の広報

市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報します。

- ア 災害の状況に関すること
- イ 避難に関すること
- ウ 応急対策の活動状況に関すること
- エ その他住民生活に必要なこと

(3) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民、利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市町村及び報道機関に広報を要請します。

6 災害対策本部における災害応急活動の決定

(1) 地震発生直後（初動期）

- ア 警戒体制等から移行して災害対策本部を設置した場合、災害情報管理システムにより収集した被害情報及び国、県機関、市町村、県警察、消防、公共機関等から入手した情報等により、各種災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。
- イ 県内最大震度6弱以上の地震、又は大津波警報により災害対策本部を自動設置した場合、当面は県警察及び横浜、川崎両市消防局のヘリコプターあるいは両市の高所監視カメラ、県警察の衛星通信用映像送信装置からの映像情報や県機関、市町村からの概括的な被害情報等から被害状況を推定し、各種災害応急対策の検討を行い、必要な措置を決定します。
- ウ 災害対策本部は、通信の途絶等により市町村等からの情報の入手が困難な場合は、イの映像情報や現地に派遣した職員からの情報等により被害状況を推定し、各種災害応急対策の検討を行い必要な措置を決定します。この場合、「かながわ減災プロジェクト」やアマチュア無線による現地情報の入手、県民、報道機関、企業、職員等からの情報の活用も視野に入れます。

(2) 被害情報の収集等（被害情報収集期）

- ア 現地災害対策本部、市町村、その他の防災関係機関は、災害対策本部に対して、各種の被害情報等を災害情報管理システム、防災行政通信網等により報告します。
- イ 現地災害対策本部は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、衛星携帯電話等を活用して必要な情報の収集、伝達を行います。
- ウ 市町村、その他の防災関係機関は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めます。
- エ 災害対策本部は、各種被害情報の分析を行い、本部員の現地派遣、緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保、関係機関への応援要請等の応急対策の方針を決定し、現地災害対策本部、市町村及び防災関係機関に連絡します。
- オ 災害対策本部は、被害規模に関する情報等を消防防災無線等により消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡します。
- カ 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部に連絡します。
- キ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地災害対策本部が設置された場合には、県は、国の現地災害対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。
- ク 知事は、応急対策上必要があると認めるときには、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めます。同様に、市町村は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請します。
- ケ 災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、災害対策本部会議に防災関係機

関の職員の出席を求めます。

コ 災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、自衛隊の連絡担当官の派遣を要請します。

(3) 応急活動情報等の収集（応急活動情報の収集期）

ア 地域において逐次把握した具体的な被害の内容、応急対策の活動状況は、現地災害対策本部、市町村、その他の防災関係機関から災害対策本部に報告されます。

イ 災害対策本部は、これらの情報をもとに必要な対策を検討し、自ら実施する応急対策を決定するとともに災害救助法の適用を検討します。

ウ 災害対策本部は、迅速かつ公平に物資等の配分、供給を行うため、資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼します。

エ 災害対策本部は、自ら実施する応急対策の活動状況を必要に応じて現地災害対策本部、市町村及び防災関係機関に連絡します。

オ 災害対策本部は、国の防災関係機関に応急対策の活動状況を随時連絡します。

7 通信手段の確保

県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。

また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。

(1) 災害時の通信連絡

ア 県、市町村及び防災関係機関が行う災害に関する情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行います。

イ 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。

ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりNTT東日本が指定した災害時優先電話を利用します。

また、通信の緊急度に応じ非常又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼します。

○ NTT東日本の措置

加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置を行います。

(2) 各種通信施設の利用

ア 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

イ 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

エ 放送機関への放送要請

県は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に対し連絡のための放送を要請します。

オ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

資 料

- 4-1-(1) 神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図
- 4-1-(2) 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順
- 4-1-(3) 津波警報等の伝達系統図
- 4-1-(4) 被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図
- 4-1-(5) 神奈川県職員の配備体制別配備人員一覧表
- 4-1-(6) 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）
- 4-1-(7) ぐらし安全防災局における警戒体制・応急体制及び気象情報等受伝達体制要領
- 4-1-(8) 神奈川県災害対策本部条例
- 4-1-(9) 神奈川県災害対策本部要綱
- 4-1-(10) 神奈川県災害対策本部要綱の運用について（通知）
- 4-1-(11) 火災・災害等即報要領
- 4-1-(12) 現地災害対策本部所管区域及び構成機関
- 4-1-(13) 災害時における放送要請に関する協定書
- 4-1-(14) 地震災害時における知事の談話
- 4-1-(15) 災害時等における報道協力に関する協定書
- 4-1-(16) 災害時の災害広報計画推移表
- 4-1-(17) 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定
- 4-1-(18) 神奈川県非常通信運用要領

参 考

- 3-1-(1) 防災行政通信網構成機関及び回線系統図
- 3-1-(2) 神奈川県企業庁無線系統図
- 3-1-(3) 市町村防災行政無線整備状況一覧
- 3-1-(4) 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書
- 4-16 気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報の実施方法

第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動

地震発生後、県民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、県、市町村及び防災関係機関は、一体となって被災者の救助・救急、消火及び医療救護活動を行います。なお、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行うとともに、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとします。

1 救助・救急、消火活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

ア 県民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ失火防止に努めます。

イ 県民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、災害時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、災害時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 市町村による救助・救急、消火活動

ア 市町村は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施しますが、消防の投入に当たっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、最も効果的な運用を図ります。

イ 市町村は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと E M I S を活用して、広域的な救急活動を実施します。

ウ 市町村は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定めます。

エ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

オ 市町村は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等の惨事ストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。

カ 市町村は、大規模地震等の災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

キ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の指示があった場合、必要な準備等を行います。

(4) 救助・救急、消火活動への県の支援

知事は市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
- ・ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
- ・ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、DMAT、DPAT等による医療救護活動の応援要請

- ・ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整
- ・ 国及び他都道府県への救助の応援要請

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

- ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。
- イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し地域における医療救護活動に努めます。特に災害拠点病院は中核的役割を果たします。また、(独)国立病院機構及び日本赤十字社神奈川県支部は、被災地内の国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行います。
- ウ 県は、原則として、被災市町村等からの要請に基づき、災害拠点病院等に対し救護班の派遣を要請するとともに、神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T-L指定病院に対して神奈川DMA T、神奈川DMA T-Lの派遣を要請し、厚生労働省等に対しては、DMA Tの本県への派遣を要請します。
- エ 県は、原則として、被災市町村等からの要請や統括DPA Tの判断に基づき、かながわDPA Tの構成員である医療機関等にかながわDPA Tの派遣を要請します。
- オ 県では、原則として被災市町村の要請等に基づき、その構成員の主体である協定先である福祉関係団体に神奈川DWA Tの派遣を要請します。
- カ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。
- キ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をEMISにより、リアルタイムに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- ク 県及び市町村は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- ケ 県は、国(自衛隊等)、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等を活用して重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保します。
- コ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請します。
- サ 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うために救護班及び神奈川DMA Tを確保します。

(2) 救護所の設置

- ア 市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所を設置し、自ら救護班を編成します。
- イ 知事は、市町村長の要請に基づき、必要に応じ国の非常（緊急）災害対策本部等に対し、救護班の派遣要請を行います。

○ 医療救護活動体制

1 医療救護活動

(1) 県

- ア 県は、地震発生後、気象庁や震度情報ネットワークシステム等から得られた地震に関する情報により被災地を推定するとともに、医療救護活動の必要性を迅速に判断し、保健医療調整本部を設置します。
- イ 県は、市町村等から医療救護に関する協力要請があった時、又は医療救護を必要と認めるときは、災害拠点病院等から救護班を、特に災害発生直後においては神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T-L指定病院から神奈川DMA T、神奈川DMA T-Lを派遣するとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請します。

ウ 県は、被災市町村等からの要請や統括D P A Tの判断により、かながわD P A Tを派遣するとともに、必要に応じて関係機関等に協力を要請します。

エ 救護班の業務内容

- (ア) 傷病者に対する応急措置
- (イ) 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）
- (ウ) 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療
- (エ) 助産
- (オ) 死亡の確認
- (カ) 遺体の検案

オ 県は、災害後、被災地及び被災地周辺の病院、災害拠点病院、災害協力病院の被災状況を迅速に把握し、その後の医療需要推定に即した対応に努めます。

(2) 市町村

ア 市町村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じて郡市医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行います。

また、市町村は、災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他の関係機関に協力を要請します。

イ 市町村は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行います。

(3) 指定地方行政機関等

ア 独立行政法人国立病院機構

(ア) (独)国立病院機構は、県の要請に基づき国立病院機構病院の救護班を派遣して救護活動を行います。

(イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

イ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構

(ア) (地独)神奈川県立病院機構は、県の要請に基づき、その運営する県立病院の救護班を派遣して救護活動を行います。

(イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

ウ 県内の災害拠点病院

(ア) 県内の災害拠点病院は、県の要請に基づき、救護班を派遣して救護活動を行います。

(イ) 救護班の業務内容は、「医療救助等委託契約書」の定めによるものとします。

(ウ) 神奈川D M A Tの業務内容は、神奈川D M A T運営要綱によるものとします。

エ 神奈川D M A T指定病院、神奈川D M A T-L指定病院

(ア) 神奈川D M A T指定病院は、県の要請に基づき、神奈川D M A T、神奈川D M A T-Lを派遣してD M A T活動を行います。

(イ) 神奈川D M A T、神奈川D M A T-Lの業務内容は、神奈川D M A T運営要綱、神奈川D M A T-L運営要綱によるものとします。

オ 日本赤十字社神奈川県支部

(ア) 日本赤十字社神奈川県支部は、県の要請に基づき救護班を派遣して救護活動を行うものとします。

(イ) 救護班の業務内容は、「医療救助等委託契約書」の定めによります。

(ウ) 近隣都県支部からの応援の業務等については、県支部と同様の取扱いとします。

カ 神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会

(ア) 神奈川県医師会、神奈川県病院協会及び神奈川県歯科医師会は、県又は市町村からの協力要請もしくは自らその必要を認めたときは、郡市医師会・地区病院協会等に救護活動を要請します。

(イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

キ 神奈川県薬剤師会

神奈川県薬剤師会は、県、市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各地域薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

ク 神奈川県看護協会

神奈川県看護協会は、県又は市町村から医療救護活動に必要な看護の協力要請があった場合には、救護班の一員として、看護の実施に努めます。

(4) 重症者等の搬送方法

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施します。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及び救護班等で確保した車両により搬送します。

イ 道路の破損等の場合又は遠隔地への搬送については、自衛隊等のヘリコプター等により実施します。

ウ 傷病者等が多数発生する場合は、海上自衛隊厚木航空基地を航空搬送拠点として確保し、県外への医療搬送拠点となる航空搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit 略してSCU）を設置します。SCUの設置後、県は医療機関等とも連携し、航空機等による傷病者の医療搬送を行います。

2 医薬品等の確保

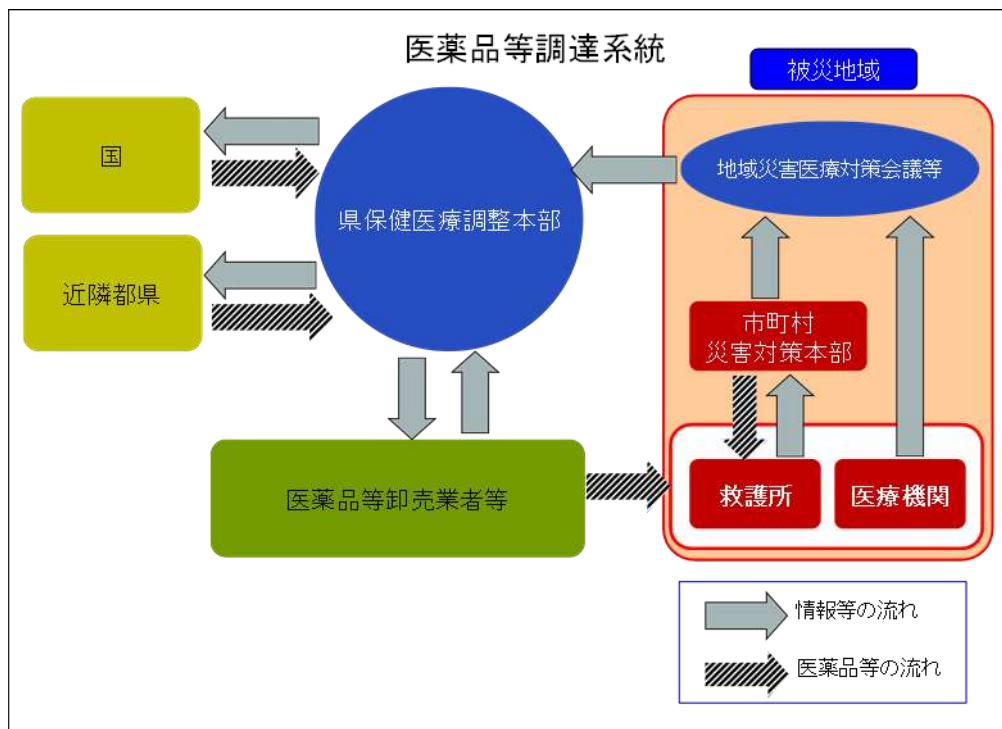
(1) 市町村

市町村は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等の活用及び調達計画に基づき調達しますが、不足が生じるときは、県に応援を要請します。

(2) 県

ア 県は、市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けた時は、「医薬品等の供給に関する協定書」に基づき調達します。

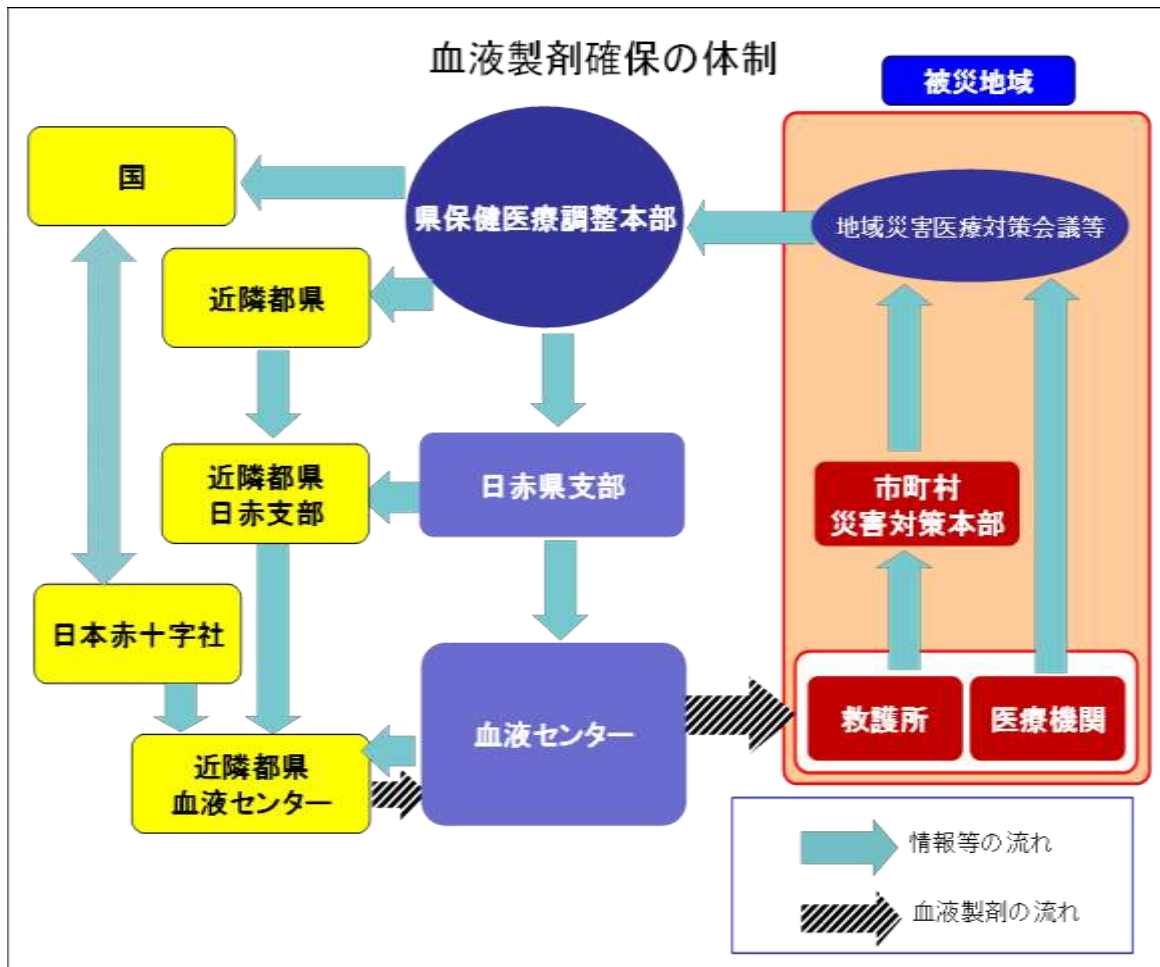
イ 県は、災害時に速やかに医薬品等の取扱業者の被害状況を把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努めます。



3 血液製剤の確保

県は、災害時に速やかに県内血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社神奈川県支部を中心として、状況に応じた血液製剤の確保を図るため次のことを行います。

- (1) 被害の軽微な地域に採血車の出動を要請し、県民からの献血を受けます。
- (2) 近隣の都県及び日本赤十字社都県支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の円滑な導入を図ります。
- (3) 血液製剤輸送にヘリコプターを必要とする場合には、自衛隊、消防機関等に対し派遣を要請します。



4 広域的救護活動の調整

県は、災害時における医療救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合、県内他地域又は県外からの応援など広域的な調整を図り、医師等の確保及び医薬品等の調達に努めます。

資料

- 4-2-(1) 神奈川県下消防相互応援協定
- 4-2-(2) 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領
- 4-2-(3) 東京湾消防相互応援協定書
- 4-2-(4) 神奈川県消防広域応援体制に係る航空機応援実施要領

第3節 避難対策

市町村は、地震発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路や津波による浸水が予想される区域、土砂災害警戒区域等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

県民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、避難指示が発令された場合には、直ちに、安全に十分配慮しながら避難します。自主的に避難する場合は、特に安全に配慮します。

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な避難情報の発令等の措置を行います。

(1) 市町村長の措置

市町村長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認める地域の必要と認める居住者等に対し立ち退きの指示を行います。この場合、指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができます。また、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得た上で、指定緊急避難場所を近隣市町村内に設けます。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告します。

また、高齢者等避難を発令することで、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけます。災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

市町村は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとします。

(2) 警察官等の措置

警察官又は海上保安官は、災害現場において市町村長が避難のため立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時機を失するような場合）、又は市町村長から要求があったときは、立ち退きの指示、緊急安全確保措置及び警戒区域の設定をすることができます。この場合、その旨を市町村長に速やかに通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じます。

また、市町村長（若しくはその委任を受けた吏員）又は市町村長からの要求により、市町村長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、警戒区域を設定することができます。これらの避難措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長に通知します。

(4) 知事の措置

知事又はその命を受けた職員は、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができます。この場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

また、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難情報の発令、警戒区域の設定を市町村長に代わって行います。

県、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言します。

なお、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとします。

2 避難指示の内容

市町村長等避難指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。

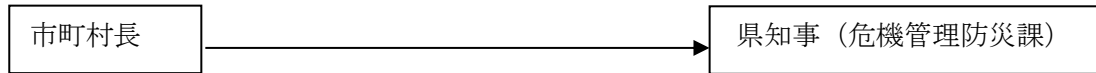
- ・ 避難を要する理由
- ・ 避難指示の対象地域
- ・ 避難先とその場所
- ・ 避難経路
- ・ 注意事項

3 避難措置の周知等

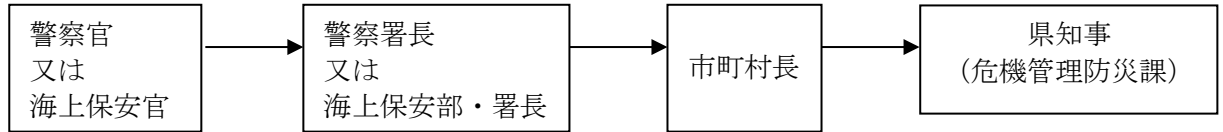
(1) 関係機関への報告

避難の指示を行った者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）します。

- ・ 市町村長の措置



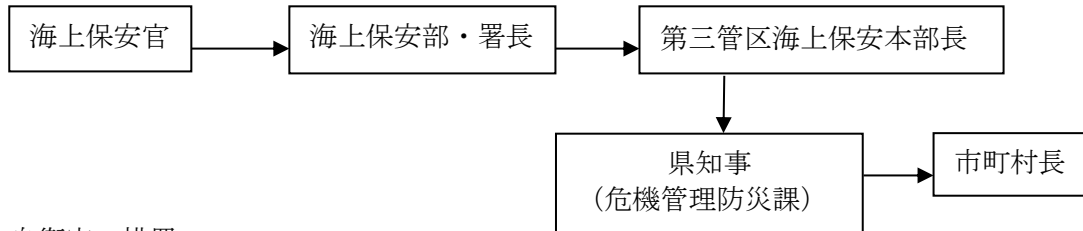
- ・ 警察官又は海上保安官の措置
(災害対策基本法に基づく措置)



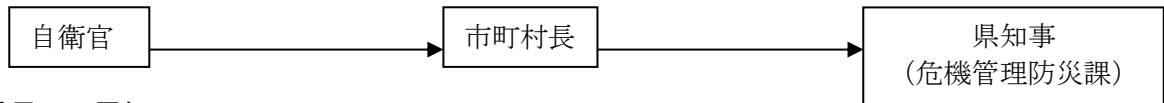
- (警察官職務執行法に基づく措置)



- (職権に基づく措置)



- ・ 自衛官の措置
(自衛隊法に基づく措置)



(2) 県民への周知

県及び市町村は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、同報無線や広報車等による災害広報により県民への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

市町村は、避難情報の発令を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、

Lアラート（災害情報共有システム）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。

県は、市町村がLアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信を行えないときは、市町村に代わって行います。

4 指定避難所の開設

市町村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。

(1) 指定避難所の開設場所

市町村は、あらかじめ施設の安全性を確認するなど、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して指定避難所を開設します。

ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設や障害者支援施設等の福祉避難所としての指定や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

市町村は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

ア 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮します。避難所の運営管理に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

イ 県は、市町村の要請に応じて被災者を一時入所させるため、あらかじめ指定された施設以外の県立施設についても可能な範囲で提供するものとし、当該施設管理者は市町村が行う避難所の設置運営に協力します。

ウ 市町村は、各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告を行います。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。

また、避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を行い、必要な措置を講じるよう努めます。また、要配慮者や妊産婦、母子等の要配慮者のための専用スペースの確保に努めるとともに、男女ペアによる巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努めます。

さらに、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努めます。

エ 市町村は、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会の協力による巡回など、様々な手法で把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努めます。

- オ 市町村は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置します。
- カ 市町村は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。
- キ 市町村は、避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討します。
- ク 市町村は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施し、必要に応じ被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成します。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底します。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設候補地をリストアップします。
- ケ 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。
- コ 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とします。
- サ 市町村は、避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めます。

5 避難路の通行確保と避難の誘導

- 市町村は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努めます。なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意します。
- また、県及び市町村は災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

6 帰宅困難者への対応

(1) 県及び市町村の対応

- ア 県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。
- イ 市町村は、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行います。
- また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意します。
- ウ 県は、市町村の要請等を受けて、施設管理者と調整のうえ駅周辺の県所管施設を帰宅困難者用一時滞在施設として開設し、帰宅困難者に対して飲料水等の提供をします。
- エ 県は、帰宅困難者が発生した場合、市町村等と協力して一時滞在施設等に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況など、必要な情報提供等を行い帰宅困難者対策に努めます。
- また、徒歩帰宅が困難な要配慮者の一時滞在施設内のスペース確保や輸送対策等に努めます。
- オ 県は、協定を締結している事業者・団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の施設の提供について協力を求めます。
- カ 県は、災害時帰宅支援ステーションについて、平時には広報物等を活用し、また、災害時に協定事業者が当該ステーションを開設した際には、ホームページやSNSを活用し、周知を図ります。

(2) 企業・事業所等の対応

ア 企業・事業所は、災害時に災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努めます。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底します。

イ 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の指定避難所に誘導するものとします。

ウ 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の指定避難所を案内するものとします。なお、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努めます。

7 広域避難

市町村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

8 広域一時滞在

市町村は、大規模な災害が発生し、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めすることができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待たないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外への市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

9 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

県及び市町村は、「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅などの戸数を関係団体とも連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、

全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の必要戸数と公営住宅、民間賃貸住宅などの活用できる戸数を市町村別に把握します。

(2) 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）を供給する必要があるときは、市町村と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

また、県は、改正災害救助法を踏まえ策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、救助実施市と協議のうえ、建設型応急仮設住宅の事前配分の適用を決定します。また、設置計画を策定して、救助実施市とその他の市町村に資源配分を行います。

(3) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達します。

その上で、なお資機材が不足する場合には、海外からの調達を含めて全国の都道府県や関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）にその調達について協力を要請します。

(4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

市町村は、応急仮設住宅への入居者の募集について、県の協力のもとに行います。この際、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

(5) 公営住宅等への一時入居

県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、「神奈川県一時提供住宅供給マニュアル」に基づき、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

(6) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請します。

(7) 住宅の応急修理

災害救助法が適応されたときは、「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。

10 ペット対策

県では、「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行います。

11 要配慮者への配慮

(1) 県及び市町村は、避難誘導、指定避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては要配慮者に十分配慮します。特に、要配慮者の指定避難所での健康状態の把握、福祉避難所の指定、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努めます。

また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮します。

(2) 市町村は、高齢者、障害者等に対して、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施します。また、在宅の避難行動要支援者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努めます。

(3) 市町村は、指定避難所の運営管理に当たって、高齢者、障害者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケア

の実施に努めます。

- (4) 県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営管理に当たって、外国人に十分配慮します。
- (5) 市町村及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障害者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施します。
- (6) 県や市町村等は、災害時に身体障害者が指定避難所等へ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、他の避難者への配慮を行いつつ、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れることとします。

12 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 県及び市町村は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。
- (2) 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子供に対する暴力等を予防するための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めます。
- (3) 県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にならないよう、被害者を生まないように、全ての人に「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ります。

資 料

- 4-3-(1) 災害時における応急仮設住宅建設等についての協定書
- 4-3-(2) 災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書（(社)全日本不動産協会神奈川県本部）

第4節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

被災者の健康保持のため、県及び市町村は必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。

1 保健衛生

- (1) 市町村は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めます。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- (2) 市町村は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。
- (3) 県は、広域的立場から市町村の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。
- (4) 県及び市町村は、災害による被災者のこころのケアを行うために、かながわDPATや医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、非被災地域からこころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図ります。
さらには、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市町村長は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行います。
- (2) 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第6条に規定された感染症について、一類感染症(エボラ出血熱、ペスト等)、二類感染症(中東呼吸器症候群(MERS)、急性灰白髄炎等)又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、必要があるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに患者を医療機関に移送します。また、三類感染症(コレラ、細菌性赤痢等)のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し就業制限を命じるほか、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。
- (3) 県は市町村に対し次の指示を行い、市町村はその指示に基づき防疫対策を実施します。
 - ・ 感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法
 - ・ ねずみ族、昆虫の駆除
 - ・ 予防接種の指示
 - ・ 厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与
- (4) 県及び保健所設置市は、災害に即応した防疫対策に基づき、災害地域所轄の保健所と密接な連絡を取り、実情に即した防疫活動の推進を図ります。
所轄保健所は、被災地等において積極的疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断を行います。
- (5) 県は、被災市町村に対し、必要に応じて薬品、器具等の調達をあっせんします。

○ 防疫実施の方法

1 防疫体制の確立

県及び市町村は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対処方針を定めて、防疫体制の具体的な確立を図ります。

2 感染症指定医療機関の確認

県は、災害の発生による感染症患者、又は保菌者等の多発に備え、被災地域の感染症指定医療機関の収容力の把握に努めるとともに、患者移送に関して迅速かつ適切な指示体制の整備を図ります。

3 治療勧告及び入院措置

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法に基づき、当該患者に対して感染症指定医療機関において治療するよう勧告するとともに、感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施するよう市町村に指示します。

4 就業制限

県は、感染症患者等が発生した場合には、感染症法に基づき、当該者に対して、感染症を公衆にまん延させるおそれがあるとして政令で定められている業務に従事することを制限します。

5 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、県又は市町村は、その発生状況及びその防疫活動等につき速やかに広報活動を実施します。

6 積極的疫学調査

(1) 県は、災害に即応した防疫対策に基づき、災害地域所轄の保健所と緊密な連絡を取り、実情に即した防疫活動の推進を図ります。

(2) 所轄保健所は、災害の規模に応じて1班あるいは数班の疫学調査班を設け、被災地並びに避難所等における疫学調査を行います。調査の結果必要があるときは、健康診断を実施します。

(3) 疫学調査班は保健師等をもって編成し、調査に当たっては調査班の稼働能力を考慮のうえ、緊急度に応じて計画的に実施します。

(4) 所轄保健所のみで班の編成が困難な場合は、被災地外の保健所の協力により班を編成します。

7 清潔方法及び消毒方法の指示

県は、感染症予防上必要と認めた場合、市町村に対し清潔方法及び消毒方法の指示をします。

(1) 清潔方法

ア 市町村は、清潔方法の実施に当たっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心にを行います。

イ 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、市町村長は的確な指導あるいは指示を行います。

ウ 市町村は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等衛生的に適切な処分をします。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにします。

(2) 消毒方法

ア 市町村は、消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行います。

イ 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置します。

8 ねずみ族、昆虫の駆除

(1) 県は、必要と認めた場合には、法令の定めるところにより、ねずみ族、昆虫の駆除についてその実施を市町村に指示します。

(2) 県及び市町村は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

9 予防接種の実施

- (1) 県は、感染症予防上必要と認められた時は、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を市町村に対し指示します。
- (2) 市町村は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時機を失さないように措置します。

3 遺体対策等

市町村は、遺体対策については、適切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

○ 遺体対策方法

1 広報

市町村及び被災地を管轄する警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに被災地を管轄する警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

2 通報

市町村は、遺体を取扱った場合には被災地を管轄する警察署に通報します。

3 検視、調査等

被災地を管轄する警察署は、遺体の検視、調査等を行います。

4 検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。なお、検案後、市町村は必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

5 遺体の収容

市町村は、被災地を管轄する警察署と協議し、あらかじめ適当と認められる公共施設のうち、遺体の検視、検案及び遺族などへの引渡し等、実施のための施設を選定のうえ、遺体収容・安置施設として指定し、災害時には直ちに開設します。市町村は捜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送します。

6 身元確認、身元引受人の発見

市町村は、被災地を管轄する警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

7 遺体の引渡し

被災地を管轄する警察署は、検視、調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない遺体を市町村に引渡します。

この際、市町村と被災地を管轄する警察署は遺体の引渡し作業を協力して行います。

8 身元不明遺体の対応

市町村は、身元の確認ができず警察から引渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬又は火葬を行います。

資料

- 4-4-(1) 神奈川県広域火葬計画
- 4-4-(2) 多数遺体収容施設一覧表

参考

- 3-9-(3) 防疫用備品配置状況一覧表
- 3-9-(4) 第一種及び第二種感染症指定医療機関

第5節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

県民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料等（飲料水、生活用水、食料及び生活必需物資等）の不足が生じた場合、市町村は、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給します。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮とともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとします。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮します。

また、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、物資等が提供されるよう努めます。

1 飲料水及び生活用水の確保・供給

(1) 給水方針

県及び市町村は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3ℓの応急給水を行います。

(2) 飲料水の確保

ア 県は、水道事業者等に対して、飲料水の確保を指示します。

イ 市町村は、水道事業者に要請して飲料水の確保を行うとともに、自ら湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保します。

ウ 水道事業者は、応急給水用飲料水及び水道施設の確認に努めます。

(3) 飲料水の供給活動

ア 応急給水

(ア) 市町村は、給水班を組織し、県及び市町村の水道事業者が確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施します。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮します。また、市町村は、給水が困難な場合は、ペットボトル飲料水等の物資支援は県に要請し、給水車派遣は水道事業者と連携して公益社団法人日本水道協会に要請するとともに、協定締結先に必要な支援を要請します。

(イ) 県は、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行います。

飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは厚生労働省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。

これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

(ウ) 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ります。

また、給水区域内の市町からの要請に基づき、日本水道協会及び協定締結事業者（他水道事業者等）に支援要請を行います。

イ 応急復旧

水道事業者は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにします。また、必要に応じて他の水道事業者等に応援要請を行います。

(4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

県及び市町村は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

2 食料の調達・供給

(1) 供給方針

市町村は、備蓄食料等を活用するとともに、主要食料及び副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給します。

(2) 食料の調達・供給活動

ア 市町村の対策

(ア) 備蓄食料等を活用した食料品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した食料及び広域応援協定等により調達した食料や、全国からの支援物資等を被災者に供給し、又は応急給食を実施します。

(イ) 必要な食料品等の調達が困難な場合は、県に対して支援を要請します。

ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請します。

イ 県の対策

(ア) 県は、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼し、迅速で公平な物資等の配分と供給、調達等を実施します。

(イ) 応急物資の取扱いに関する協定を締結している卸売業者、小売業者及び応急食料の調達協力企業、団体に対し、在庫米の売り渡しの要請をします。

(ウ) 農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に対し、政府所有米の放出を要請します。

(エ) パン、即席麺、粉ミルク等、米以外の食料についても、応急物資の取扱いに関する協定を締結している企業、団体及び応急食料の調達協力企業、団体に対し、売り渡しの要請をします。

(オ) なお、塩については、災害が起きた場合、災害救助法適用地域を対象として、県の申請に基づき(公財)塩事業センターから提供されます。

(カ) 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは農林水産省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請します。

また、これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

(キ) また、必要に応じて自衛隊に炊飯等を要請します。

(ク) また、必要に応じて指定（地方）行政機関に対し、物資・資材の供給について要請します。

(ケ) 県は、被災のため市町村からの要請が困難な場合などの必要に応じて、その要請を待たずに、救援物資等の被災地への迅速な供給を行います。ただし、需要と供給に過不足が生じないように、可能な範囲で被災地のニーズ把握に努めます。

(コ) 県は、国のプッシュ型支援が行われる場合には、資源配分連絡調整チームや現地災害対策本部等を通じて、市町村の被災状況やニーズに応じた配分の調整、物資輸送手段や物資拠点の調整など、物資の受援体制の確保に努めます。

○ 応急物資の調達に係る協定

県は、食料の調達の円滑を期するため、関係者と「災害救助法が発動された場合の応急物資の取扱いに関する協定書」等を締結しています。

県が協定を締結している食料：米、食パン、粉ミルク、味噌、醤油、梅干、沢庵、福神漬、即席麺、野菜ジュース、生鮮食料品等

○ 協定締結先一覧

神奈川県主食卸商組合 神奈川県パン協同組合連合会 日清食品ホールディングス(株) 東洋水産(株) 神奈川・埼玉味噌工業協同組合 中央醤油工業協同組合	神奈川県漬物工業協同組合 雪印ビーンスターク(株) (株)明治 森永乳業(株) カゴメ(株) 神奈川県青果物卸売市場連合会
---	--

(令和3年4月1日現在)

○ 応急食料の調達協力企業・団体一覧

農林水産省 山崎製パン(株) (株)中村屋 フジパン(株) 第一屋製パン(株)	敷島製パン(株) (株)ミツハシ (株)ジャンボリア (一社)神奈川県乳業協会
---	--

(令和3年4月1日現在)

(3) 調達食料等の集配と配分

ア 県

主要食料等は、広域受援計画に基づき、広域物資輸送拠点を経由し、市町村の地域内輸送拠点や避難所等へ配送します。ただし、拠点が開設できない場合や効率化のために拠点経路を省略できる場合等は、適宜拠点を経ないで避難所に輸送する等、柔軟に対応します。

なお、必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し、運送すべき物資、場所、期日を示し、物資の運送を要請又は指示します。

イ 市町村

主要食料等を受入れ、被災者等に対して応急給食を実施します。

3 生活必需物資等の調達・供給

(1) 供給方針

県及び市町村は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。

寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

ア 市町村の対策

(7) 備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した生活必需物資、広域応援協定等により調達した生活必需物資及び応援物資等を被災者に供給します

(4) 必要な生活必需物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請します。

イ 県の対策

(7) 県は、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼し、迅速で公平な物資等の配分と供給、調達等を実施します。

(4) 生活必需物資の調達に関する協定を締結している販売業者及び液化石油ガスの調達に関する協定を締結している(公社)神奈川県LPガス協会に対して、生活必需物資及び液化石油ガスの調達を要請します。

(5) 県は、生活必需物資の調達及び安定供給を行うため、災害時における県民生活の安定に関する基本協定を締結している神奈川県生活協同組合連合会に対して、情報の提供及び必要な要請

を行います。

- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助用備蓄物資保管倉庫等にある毛布を供給します。
- (オ) 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは経済産業省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請します。また、これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。
- (カ) 県は、国のプッシュ型支援が行われる場合には、資源配分連絡調整チームや現地災害対策本部等を通じて、市町村の被災状況やニーズに応じた配分の調整、物資輸送手段や物資拠点の調整など、物資の受援体制の確保に努めます。

○ 協定締結先一覧

(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株)関東営業部 (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)	(株)ケーヨー (株)田原屋 イオンリテール(株)南関東カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) (株)ヨークマート 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ 協横浜総合卸センター 協横浜マーチャングダイジングセンター	協川崎卸センター 小田原卸商業団地(協) (株)セブソーレブ・ジャパン (株)ローソン (株)スリーエフ (株)ファミリーマート
--	--	---

(令和2年4月1日現在)

(4) 調達した生活必需物資等の集積と配分

ア 県

生活必需物資等は、広域受援計画に基づき、市町村の地域内輸送拠点や避難場所等へ直接配送します。ただし、直接配送できない場合には、県が設置する広域物資輸送拠点等に生活必需物資等を集積し、市町村に配分します。

イ 市町村

生活必需物資等を受入れ、被災者に対して配分します。

資 料

- 4-5-(1) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(1)
- 4-5-(2) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)
- 4-5-(3) 応急物資の取扱いに関する協定書
- 4-5-(4) 九都県市災害時相互応援に関する協定
- 4-5-(5) 震災時等の相互応援に関する協定
- 4-5-(6) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- 4-5-(7) 神奈川県災害対策支援本部要綱
- 4-5-(8) 生活必需物資の調達に関する協定書

- 4-5-(9) 生活必需物資（LPG）の調達に関する協定書
- 4-5-(10) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定書

第6節 文教対策

災害時には、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

県教育委員会では、児童・生徒等保護対策及び学校等における避難場所の開設について、原則として次のとおりとしています。詳細は、「学校防災活動マニュアルの作成指針」に定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を市町村教育委員会に示しています。

1 児童・生徒等保護対策

校長は、災害時には、避難実施計画に基づき児童・生徒等の保護に努めます。

(1) 公立学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たります。

イ 児童・生徒等の生命・身体的安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。

ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護します。

なお、学校種や震度に応じて、あらかじめ対応を定めておきます。

ウ 校長は、県教育委員会又は市町村教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告します。

エ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動を行います。

(2) 公立学校教職員の対処、指導基準

ア 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行います。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努めます。

イ 障害のある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮します。

ウ 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行います。

エ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

オ 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動に当たります。

(3) 私立学校

私立学校の設置者又は校長は、安全確保のために児童・生徒等を学校で保護した場合は、速やかに県に報告するとともに、各学校の状況に応じた応急活動を実施します。

2 学校等における避難場所の開設

(1) 避難場所に指定された県立学校等は、市町村と連携して避難場所を開設し、避難者の安全確保を図ります。

(2) 避難場所に指定されていない県立学校等においても、地域住民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図る等、市町村と連携して対応します。

3 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害時において学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図ります。

(2) 被害状況の把握及び報告

学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒等及び施設設備の被害状況を把握し、県教育委員会又は市町村教育委員会に報告します。また、市町村教育委員会においては、当該市町村について取りまとめのうえ、県教育委員会に報告します。

(3) 教育施設の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ります。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用します。

ウ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図ります。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図ります。

この場合、県は関係市町村等と協議して、利用についての総合調整を図ります。

(4) 教員の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保します。

ア 臨時参集

教員は原則として各所属に参集するものとします。ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校（小・中・高・特別支援学校）に参集します。

(ア) 参集教員の確認

各学校において、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を把握します。

(イ) 参集教員の報告

学校で把握した参集教員の人数等について、県教育委員会又は市町村教育委員会に報告します。また、市町村教育委員会においては、当該市町村について取りまとめのうえ、県教育委員会に報告します。

(ロ) 県教育委員会の指示

県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及び市町村教育委員会（教育事務所を通じ）に対し教員の配置等を適宜指示連絡します。

(ハ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整えます。

イ 退職教員の活用

災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を行います。

(5) 学用品の確保のための調査

ア 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査します。

イ 県教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して、教科書等の学用品を供与するために、文部科学省及び県内図書取次店への協力要請等必要な措置を講じます。

(6) 児童・生徒等の心的症状の対応

校長は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により、校内相談を実施します。

(7) 私立学校

私立学校の設置者又は校長は、速やかに児童・生徒等及び施設の被害状況を把握し、県に報告す

るとともに、公立学校の応急教育対策を参考に各学校の状況に応じた応急教育を実施するものとしてします。

(8) 大学の協力

大学の設置者は、その施設機能、人的資源を活用し、応急教育活動を支援します。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

地震発生後、特に初期には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うために緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

大震災発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 大震災発生時の交通規制等

大震災発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応します。

a 被災地等への流入抑制

大震災が発生した直後においては、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図ります。

- ・ 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行います。
- ・ 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行います。
- ・ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止します。

b 緊急交通路確保のための交通規制

大震災が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

c 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

d 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防職員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は当該措置を行います。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国等

(ア) 国土交通省関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めるとともに応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

(イ) 中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱

中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱は、災害発生時に、非常災害対策本部を設置し、次により災害応急対策を実施します。

- a 県、市町村及び防災関係機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行います。
- b 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報します。
- c 災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努めます。
- d 災害発生時に消防機関が行う救急活動に協力します。

(ロ) 首都高速道路㈱

首都高速道路㈱は、災害が発生した時は、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図ります。

- a 災害が発生した時は、首都高速道路㈱は県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報します。
- b 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努めます。
- c 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じて応急復旧に努めます。
- d 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じます。
- e 県、市及び関係防災機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち、相互協力を行います。

イ 県

県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を強化し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行います。なお、農道、林道及び臨港道路の管理者は、道路の機能確保に努めます。

さらに、県管理道路においても応援を必要とする時は、関係機関に応援要請を行います。

具体的な復旧作業については、県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に締結した災害協定に基づき応急復旧を実施します。

復旧状況については、速やかに災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報します。

ウ 市町村

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図ります。

エ その他

(ア) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めます。

(イ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

(4) 航路の障害物除去

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めます。

イ 関東地方整備局は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めます。

ウ 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行います。また、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行います。なお、非常災害時において港湾管理者からの要請があった場合、国土交通大臣により港湾施設の管理を実施します。

イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

(6) 海上交通安全の確保

ア 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。

イ 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。

ウ 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

(7) 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者は、災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能を確保します。

(8) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び市町村は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。

(9) 鉄道の応急復旧等

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、災害対策本部等に報告するとともに、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送**(1) 県の緊急輸送**

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を次のとおり確保します。

ア 車両の確保**(ア) 県保有車両の利用**

(イ) 「緊急車両の調達又はあっ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あっせん依頼

(ウ) 関係業者（特殊車両等保有業者）に対する協力要請

イ 船舶の確保

(ア) 関東運輸局長に対する調達・あっせん依頼

(イ) 神奈川県漁業協同組合連合会に対する協力要請

(ウ) 神奈川県水難救済会に対する協力要請

(エ) 海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する要請

ウ 航空機(ヘリコプター)の確保

(ア) 県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用

(イ) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する要請

(ウ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請

エ 鉄道車両の確保

県は、鉄道による輸送手段を確保するために鉄道事業者に対し協力を要請します。

オ 燃料の確保

県は、災害対策上重要な車両等への石油類燃料の供給を行うために神奈川県石油業協同組合に対し協力を要請します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難な時は、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関・指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、当該応急対策の実施に必要な物資、資材の運送を行うことを要請又は指示をします。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとします。

(1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

ア 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等

初動の災害応急対策に必要な要員・物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）

ア 上記第1段階の続行

イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（発災後概ね1週間以降）

ア 上記第2段階の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

4 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 被災者の救難、救助その他の保護

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育

オ 施設及び設備の応急復旧

カ 清掃、防疫その他の保健衛生

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

ク 緊急輸送の確保

ケ その他災害の発生への防御、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続は、次によります。

ア 県の保有車両及び調達車両については、県知事（災害対策課、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知します。

イ 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行います。

5 障害物の除去

(1) 実施機関

ア 市町村は、各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山（がけ）崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行います。実施困難なときは、県に対し応援協力を要請します。

イ 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行います。道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急車両通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることになります。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て、障害物の除去を行います。

ウ その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行います。

(2) 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、おおむね次の場合とします。

- ア 県民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行います。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行います。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管します。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用します。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- エ 広域避難地（場所）として指定された場所以外の場所

(5) 除去に必要な機械、器具の整備等

- ア 障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てます。
- イ 県は、比較的小規模なものについては、土木事務所等において処理し、大規模なものについては、建設業者等の協力を得ながら、おおむね次により実施します。

(ア) 建設業協会等との提携

県は、建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供について土木事務所ごとに、建設業協会支部との協定に基づき、資機材等を確保します。

(イ) 資機材の生産、販売業者との提携

県（県土整備局）は、応急復旧のための資機材の生産及び販売業者との資機材の優先提供に関する協定に基づき、調達の確保を図ります。

(ロ) 調達資機材の集積場所及び人員の集合場所

県（土木事務所）と建設業協会との協定により調達された資機材等の集積場所、又は人員の集合場所は、各土木事務所とします。

また、生産、販売業者との協定に係る資機材の集積場所は、応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して県土整備局長が指示します。

(6) 障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市町村等から県民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があった時は、必要に応じて適切な措置を講じます。

資 料

- 4-7-(1) 県土整備局職員の行動マニュアル
- 4-7-(2) 各地区建設業団体等との地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定
- 4-7-(3) 地震等の災害応急活動に関する協定書
- 4-7-(4) 建設資機材等の調達に関する協定書
- 4-7-(5) 地震災害応急復旧用仮設橋に関する協定書

- 4-7-(6) 鉄道事業者の応急対策（地震災害）
- 4-7-(7) 緊急輸送道路管理マニュアル（抜粋）
- 4-7-(8) 緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書
- 4-7-(9) 災害等における物資の輸送等に関する協定（一般社団法人神奈川県トラック協会）
- 4-7-(10) 災害時における民間航空機の協力要請に関する協定書
- 4-7-(11) 首都高速道路株式会社の特別巡回及び交通規制基準等
- 4-7-(12) 大規模災害発生時等の交通規制計画等の改正について
- 4-7-(13) 陸上自衛隊航空機の能力基準
- 4-7-(14) 陸上自衛隊施設機材関係の能力基準
- 4-7-(15) 海上自衛隊艦艇・航空機の能力等
- 4-7-(16) 第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の輸送能力の基準
- 4-7-(17) 一般社団法人神奈川県トラック協会サービスセンター別車両保有台数一覧表
- 4-7-(18) 災害時等における石油類燃料供給に関する協定

参 考

- 3-11-(2) 物資受入れ港
- 3-11-(3) 神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表
- 3-11-(4) 神奈川県警察及び協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表

第8節 警備・救助対策

1 陸上における警備・救助対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、各警察署に警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立します。

イ 県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

(2) 陸上の災害応急対策

県警察は、災害対策本部等関係機関と連携して次の対策を実施します。

ア 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関に連絡します。

イ 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市町村及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時捜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

ウ 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

エ 津波対策

津波警報等が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な津波警報等の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行います。

オ 交通対策

被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、地震の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

カ 危険物等対策

大規模地震等の災害発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、消防と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。

キ 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害

に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めます。

ク ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

ケ 広域応援

県公安委員会は、発生した地震の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

2 海上における警備・救助対策

海上においては、第三管区海上保安本部が、地震災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等に当たります。

(1) 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った時又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じた時、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知った時は、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚、船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

(2) 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

(3) 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

(4) 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生した時は、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生した時は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

(5) 緊急輸送

傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

(6) 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があった時又はその必要があると認める時は、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与します。

(7) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等についての支援をします。

(8) 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認める時は、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められる時は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条

の2に基づき、関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

(9) 海上交通安全の確保

船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められる時は、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

(12) 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行います。

第9節 ライフラインの応急復旧活動

ライフラインについては、発災後、直ちに専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行います。

災害対策本部は、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を要請するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐため、連携を図りながら復旧するよう調整します。

各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧〔見込み〕状況及び安全確認のための情報を県民等に広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努めます。

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設について、電気事業者に早期の復旧を促すものとします。

1 上水道施設（上水道事業者）

- (1) あらかじめ定められた計画により要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行います。
- (2) 施設の破損等により給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じた時は、県、市町村及び県民等に対して、影響区域や復旧期について速やかに周知します。
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。
- (4) 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。
- (5) 送配水管等の復旧については、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧します。
- (6) 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設します。

2 下水道施設（下水道管理者）

- (1) 災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行います。
- (2) 流域下水道では、県と関連市町が連携して、被害状況の調査、施設の点検を行います。
- (3) 施設の実状に即した応急対策用資材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施します。
- (4) 施設の被害状況及び復旧見込み等について、県、市町村及び県民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めます。

3 電力施設（東京電力パワーグリッド(株)）

- (1) 地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。
- (2) 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに防災無線等を通じて広報します。
- (3) 災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。
- (4) 災害時における復旧資材を次により確保します。

ア 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要と

する資材は可及的速やかに確保します。

イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行いますが、不足する場合は、他業者及び他総支社の協力を得て輸送力の確保を図ります。

ウ 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。

(5) 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。

4 都市ガス施設等

(1) 東京ガスネットワーク㈱は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。

(2) 東京ガスネットワーク㈱は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。

(3) 東京ガスネットワーク㈱は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

(4) 東京ガスネットワーク㈱は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を報道機関を通じて行うほか、地方自治体等の関係機関とも連携を図ります。また、ガスの供給停止を伴う大規模な地震が発生した際には、供給エリア内のガスの供給停止や復旧進捗状況をインターネットにより周知します。

(5) その他の都市ガス業者（厚木瓦斯㈱、秦野瓦斯㈱、小田原瓦斯㈱及び湯河原瓦斯㈱）は、それぞれの計画に基づき必要な応急復旧措置を講じます。

(6) 液化石油ガス業者は、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じます。

5 電話（通信）施設（NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ及びKDDI㈱）

(1) 災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行います。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施します。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置に当たっては、被災者の利用する避難所を優先します。

(3) 災害復旧の実施に当たっては、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関を優先します。

資 料

4-9-(1) 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

4-9-(2) 神奈川県企業庁水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定

4-9-(3) 神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書

4-9-(4) 香川県広域水道企業団と神奈川県企業庁との災害時等の相互応援に関する協定書

4-9-(5) 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

- 4-9-(6) 東京電力パワーグリッド(株)の応急活動対策
- 4-9-(7) 東京ガスネットワーク(株)の応急活動体制(地震災害)
- 4-9-(8) 東日本電信電話(株)の応急活動体制(地震災害)

参 考

- 4-5-(1) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(1)
- 4-5-(2) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)

風水害

- 11-1-1 都市ガス事業者の災害予防・災害応急対策

第10節 災害廃棄物等の処理対策

県及び市町村は、神奈川県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画等に基づき、連携して屎処理施設及び生活ごみ処理施設等の被災状況を把握するとともに、災害廃棄物の処理体制の整備を図り、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

1 災害廃棄物対策に関する体制の整備と連絡体制の確立

県及び市町村は、神奈川県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図るとともに、相互間及び自衛隊との連絡体制を確立します。

2 被害情報の収集等

市町村は、発災後速やかに屎処理施設及びごみ処理施設等の被災状況を把握し、県へ報告します。

県は、市町村の被害情報や災害廃棄物の発生状況を把握し、市町村間の支援に関する調整や課題への対応を行います。

3 し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

市町村は、し尿の発生量を推計するとともに、仮設トイレを設置します。また、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について、住民に周知します。

県は、市町村の仮設トイレの設置状況及び市町村が推計したし尿の発生量を把握し、取りまとめます。

(2) し尿の収集・処理

市町村は、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行います。

県は、市町村の収集・処理状況等を把握します。

(3) 支援要請

市町村は、仮設トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、把握した情報をもとに支援の必要性を検討するとともに、市町村から支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や民間事業者団体、他都道府県等に支援を要請します。

4 生活ごみ処理

(1) 収集・処理体制の整備

市町村は、民間事業者団体や他市町村からの応援を含めた収集運搬及び処理体制を速やかに確保し、処理を行います。

(2) 避難所ごみへの対応

市町村は、発災後、速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、仮置場には搬入せずに既存処理施設で処理を行います。

(3) 支援要請

市町村は、収集・処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、市町村の処理状況等を把握し、支援の必要性を検討するとともに、支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や他都道府県等に支援を要請します。

5 災害廃棄物処理

(1) 発生量等の推計

県及び市町村は、発災後、速やかに災害廃棄物の発生量等を推計します。

(2) 仮置場の設置

市町村は、推計した発生量をもとに、仮置場の必要面積を算定し、仮置場を設置します。

県は、市町村の仮置場の設置状況を把握するとともに、市町村からの要請に応じて、県有地の仮置場利用について調整します。

参 考

3-14 神奈川県災害廃棄物処理計画

第11節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする県民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

1 被災者等への情報提供

県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、県民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、県民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

また、避難所以外で避難生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めます。

(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部

ア 災害時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等にも配慮した伝達を行います。

(ア) 地震の被害、余震の状況

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ロ) 安否情報

(ハ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況

(ニ) 医療機関などの生活関連情報

(ホ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報

(ヘ) 交通規制等に関する情報

(ニ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

ウ 報道機関のためのプレスルームを設置し、報道機関へ知事談話などの放送を要請するとともに、経時変化する情報を速やかに情報提供します。

エ インターネット等を利用して24時間情報を提供する体制を整備します。

(2) 市町村

ア 住民等に対して、地震災害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行います。

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

ウ 被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底します。

(3) 集配郵便局等

住民等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、県や市町村から提供された情報を必要に応じて広報します。

(4) 防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者への広報を実施します。

(5) 県、市町村及び防災関係機関

情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し情報交換を行います。

2 災害相談の実施

(1) 災害相談の実施

ア 県

被災住民から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、災害相談について市町村と協力するとともに、地域県政総合センター等において臨時災害相談所を開設して被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。その際には、女性、外国人等が相談しやすいよう、配慮します。

また、災害多言語支援センターにおいて外国人が相談しやすい専門の窓口を設置します。

イ 市町村

地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

ウ 県及び市町村

相談等は、職員のみならず、関係機関、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会を通じて派遣された弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・飲料水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 応急金融対策の実施

(1) 民間金融機関に係る措置

ア 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じます。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じます。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図ります。

ウ 金融機関の業務運営の確保

日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請します。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行います。

エ 金融機関による非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(7) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(i) 預金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を滅（紛）失した場合でも、預金者であることを確認して払戻に応じること。

また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること。

(ii) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業について配慮すること。また、窓口営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮すること。

(e) 汚損銀行券に関する措置

汚損日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(f) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知を徹底すること。

オ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

(2) 日本郵便(株)の措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱いを行います。

ア 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取りを行います。

イ 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行います。

(3) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(7) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券（共済証書）、届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

(i) 保険金（共済金）の支払及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置

保険金（共済金）の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料（共済掛金）の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(ii) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立っています。

(4) 第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 届出印鑑喪失の場合の措置

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

(イ) 有価証券喪失の場合の措置

有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。

(ロ) 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置

被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限り便宜措置を講ずること。

(ハ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(ニ) その他の措置

顧客への対応について十分配慮すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立っています。

4 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

また、県及び市町村は、コンビニエンスストアなどの小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業が開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努めます。

資 料

4-11 放送機関の応急対策（地震災害）

第12節 広域的応援体制

県は、被害の規模に応じて、迅速・的確に国や他都道府県及び関係機関に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の支援など広域的な応援体制をとります。

大規模地震等の災害が発生した場合は、外部からの複数の多様な応援を円滑に受け入れ、効果的に展開する必要があることから、県は、神奈川県災害時広域受援計画に基づき、速やかに応援を受け入れ効果的な災害応急対策を実施します。

1 広域的な応援体制

(1) 広域的な応援要請

ア 市町村長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対して応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

他市町村長へ応援要請を行うに当たり、県は、地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行います。

イ 市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求します。

この場合、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。なお、市町村長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知します。

ウ 市町村長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知します。

エ 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対して応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対して被災市町村を応援するよう指示します。

オ 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対して広域応援の要請を行います。

(ア) 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請〔警察法第60条〕

(イ) 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）〔消防組織法第44条〕

(ロ) 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請

 a 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

 b 被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援

(ハ) 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

(ニ) 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請

災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や応援の指示又は要求を行っても不十分な場合など地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合は、他の都道府県が本県又は県内市町村を応援することを求めるよう、国に対して要求します。

カ 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合や、人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行います。

キ 知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の長に対して職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めます。同様に、市町

村は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の長に対し、当該職員の派遣を要請します。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行います。

- ・ 派遣を要請（あつせん）する理由
- ・ 派遣を要請（あつせん）する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

ク 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため、緊急性、非代替性、公共性の3要件の観点から、自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します（詳細は「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に定めます）。

<参考：補足>

- ・ 3要件（緊急性・非代替性・公共性）を的確に把握し、自衛隊に伝えることが、円滑な災害派遣に繋がる。
- ・ 3要件とは、差し迫った必要性があること（緊急性）、部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと（非代替性）、公共の秩序を維持する観点において妥当性があること（公共性）のことをいう。
- ・ 市町村長の災害派遣要請の要求を待たず、知事の判断で派遣要請することもある。（災害対策基本法第68条の2により市町村長の災害派遣要請の要求を認めているが、自衛隊法第83条第1項により要請権は知事が有しているため）

要請範囲はおおむね次のとおりです。

- ・ 被害状況の把握
- ・ 避難の援助
- ・ 遭難者等の搜索活動
- ・ 水防活動
- ・ 消防活動
- ・ 道路又は水路の啓開
- ・ 応急医療・救護・防疫
- ・ 人員及び物資の緊急輸送
- ・ 炊飯及び給水
- ・ 救援物資の無償貸与又は譲与
- ・ 危険物の保安及び除去
- ・ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

1 要請先

- ・ 陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・ 陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政通信網
県内全域	東部方面混成団長	3科 横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291/閉域スマートフォン 3800・IP電話 2809 内線(448/402)

	第1師団長	東京都練馬区北町4-1-1 03(3933)1161 IP電話 2807、2808 内線(239)
	東部方面總監	東京都練馬区大泉学園町 048(460)1711 内線(2256)

・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政通信網
県内海岸地域	横須賀地方總監	横須賀地方總監部防衛部オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500/IP電話 2814 内線(2222/2223) 046(823)1009 (直通)
県内海岸地域 (主として航空機を 必要とする場合)	第4航空群司令	第4航空群指令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611/閉域スマートフォン 3803・IP電話 2815 内線(2245/2246)

2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりです。

- ・ 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

ケ 知事は、必要があると認める時は、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請します。

コ 県が応急対策職員派遣制度に基づく応援要請を行うに当たり、国は関係団体と協議の上、総務省及び関係団体で構成する確保調整本部を設置し、応援職員の派遣に関し総合調整を行います。また、必要に応じて、現地調整会議を設置します。

サ 県が九都県市首脳会議の構成都県市への応援要請を行うに当たり、九都県市は共同運営による応援調整本部を設置し、物資の提供や人員派遣等の総合調整を行います。

シ ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制をとるよう努めるものとします。

ス 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとします。

(2) 広域応援の受入れ

県は、大規模地震等の災害時に、災害対策本部が設置された場合又は本部設置に至らなくても必要があると認める時には、直ちに県総合防災センターに災害活動中央基地を設置するとともに、災害活動中央基地の分散、補完施設である広域防災活動備蓄拠点及び地域の救援等の前線基地として

耐震性貯水槽や応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を開設します。また、市町村は、県内 153 箇所（令和 2 年 3 月 1 日現在）の県立高等学校等を指定した広域応援活動拠点を開設し、広域応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）等の受入体制を整えます。

県は、広域応援部隊に対して、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供します。

県及び市町村は、これら拠点相互の連携を図り、災害応急活動を実施します。

実施する対策は次のとおりです。

- ア 備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整
- イ 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整
- ウ 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整
- エ 輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整
- オ 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整
- カ その他必要な災害応急活動

(3) 広域応援活動の調整

県は、被害状況と市町村からの応援要請に基づき、広域応援部隊の運用（配分）を決定した上で、広域応援部隊に対して進出拠点・活動拠点の確保、通信・連絡体制の構築、進入ルートをはじめとした活動に必要な情報提供を行うとともに、被災状況や活動状況に応じた部隊や資機材の再配分などの広域応援活動の調整を行います。

(4) 部隊間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動します。

(5) 航空機の運用調整

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとします。

航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行います。また、必要に応じて自衛隊による局地情報提供に関する調整を行います。

2 自治体間の人的支援

ア 県は、地震発生後、市町村の人的支援のニーズ等の速やかな把握に努めます。

イ 市町村から職員の応援要請があった場合、又は県が職員の応援が必要だと判断した場合で、県内の自治体間の応援では対応できない場合は、次の事項を総務省又は関東ブロックの幹事県に応援を要請します。

- (ア) 災害対応業務に係る対口支援の実施
- (イ) 総括支援チームの派遣

3 海外からの支援の受入れ

県及び市町村は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

資 料

4-12-(1) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

- 4-12-(2) 緊急消防援助隊の運用に関する要綱
- 4-12-(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
- 4-12-(4) 神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画
- 4-12-(5) 神奈川県緊急消防援助隊受援計画
- 4-12-(6) 神奈川県災害活動中央基地要領
- 4-12-(7) 神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱
- 4-12-(8) 神奈川県緊急消防援助隊登録部隊編成表
- 4-12-(9) 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定
- 4-12-(10) 災害発生時における物資の保管等に関する協定（神奈川倉庫協会）

参 考

- 4-5-(4) 九都県市災害時相互応援に関する協定
- 4-5-(5) 震災時等の相互応援に関する協定
- 4-5-(6) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

第13節 災害救援ボランティアの支援活動

大規模地震等の災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合においては、県及び市町村等は、関係団体などと連携し、災害救援ボランティアの活動を支援する市町村災害ボランティアセンター及びその支援を行う県災害救援ボランティア支援センターをそれぞれ設置・運営し、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地におけるボランティア活動の効果的な支援に努めます。

1 ボランティア活動支援拠点の設置

(1) 県災害救援ボランティア支援センターの設置

県は、災害対策本部を設置した時は、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県社会福祉協議会、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンター（災害等の状況により設置しがたい場合は、予め定めた別の場所）に県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(2) 市町村災害ボランティアセンターの設置

市町村、市町村社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、市町村災害ボランティアセンターを設置します。

○ 県災害救援ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターの主な役割

1 県災害救援ボランティア支援センターの主な役割

- ・ 災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信
- ・ 被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
- ・ 市町村災害ボランティアセンターと災害救援ボランティアとの連絡・調整
- ・ 災害救援ボランティア活動への支援

2 市町村災害ボランティアセンターの主な役割

- ・ 被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信
- ・ 災害救援ボランティアの受入れとコーディネート
- ・ 災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- ・ 市町村域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整

2 情報の収集・発信

(1) 発災直後における被災地情報等の収集

県は、発災後速やかに災害救援ボランティアコーディネーター等により組織された先遣隊を被災地域に派遣し、被害状況やボランティアニーズ、災害ボランティアセンターの設置に向けた状況等を把握します。

(2) 県ホームページによる情報の収集・発信

県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。

(3) 登録ボランティア(個人・団体)に対する情報配信

県災害救援ボランティア支援センターは、災害救援活動を希望するボランティアに対して、電子メールやファックス等の通信手段により、ボランティアニーズ等に関する情報の配信を行います。

(参考) 被害が甚大かつ広域に及ぶ場合、県は、被災地域の災害ボランティアセンターと協働又は連携して県災害救援ボランティア支援センター現地事務所を設置します。

3 災害救援ボランティアの受入れ

県は、災害救援ボランティアの受入れに際して、各種ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮し、必要に応じて災害救援ボランティア支援団体に対して活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。

市町村においても、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとします。また、消防機関においても、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボランティアとの連携に努めるものとします。

県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとします。

4 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、県及び市町村は、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとします。

第14節 災害救助法関係

災害救助法適用の災害が発生した場合、知事又は救助実施市の長は災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施します。

また、県民生活の安定のため、県及び市町村は、義援物資・義援金の受入れ等を行います。

災害時に全国の多くの人々から寄せられる義援物資は、被災者の状況を慮った善意によるものです。しかし、不規則かつ大量に届けられる小口の義援物資を適切に処理するには多くの人手や時間を要することや、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理していくことが困難であることなど、多くの課題が指摘されています。

県及び市町村は、個人等から寄せられる小口の義援物資については原則として受入れないこととするなど、義援物資を効率的に活用する体制づくりに努めます。

1 災害救助法

(1) 災害救助法の適用

ア 市町村長（救助実施市の長を除く）は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認める時は、知事に対してその旨要請します。

イ 知事又は救助実施市の長は、次に掲げる適用基準に基づき、災害救助法を適用します。

○ 災害救助法適用基準

災害救助法の適用基準は、同法第2条第1項、第2項及び同法施行令第1条に定めるところによりますが、県における具体的な適用基準は次のとおりです。

- 1 市町村の区域(注1)内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が5の基準1号以上であること。
- 2 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で当該市町村の滅失世帯数が基準2号以上に達したとき。
- 3 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情(注2)がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準(注3)に該当するとき。
- 5 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。
- 6 市町村別の災害救助法適用基準は、次のとおりとなります。

【人口は、令和2年10月1日国勢調査結果に基づく】

市町村名	人 口	世帯数		市町村名	人 口	世帯数	
		1号	2号			1号	2号
横浜市	3,777,491	150	75	横須賀市	388,078	150	75
鶴見区	297,437	100	50	平塚市	258,422	100	50
神奈川区	247,267	100	50	鎌倉市	172,710	100	50
西区	104,935	100	50	藤沢市	436,905	150	75
中区	151,388	100	50	小田原市	188,856	100	50
南区	198,157	100	50	茅ヶ崎市	242,389	100	50
保土ヶ谷区	207,811	100	50	逗子市	57,060	80	40

(注1) 政令指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。

(注2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注3) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

市町村名	人 口	世帯数		市町村名	人 口	世帯数	
		1号	2号			1号	2号
磯子区	166,731	100	50	三浦市	42,069	60	30
金沢区	198,939	100	50	秦野市	162,439	100	50
港北区	358,530	150	75	厚木市	223,705	100	50
戸塚区	283,709	100	50	大和市	239,169	100	50
港南区	215,248	100	50	伊勢原市	101,780	100	50
旭区	245,174	100	50	海老名市	136,516	100	50
緑区	183,082	100	50	座間市	132,325	100	50
瀬谷区	122,623	100	50	南足柄市	40,841	60	30
栄区	120,194	100	50	綾瀬市	83,913	80	40
泉区	152,378	100	50	葉山町	31,665	60	30
青葉区	310,756	150	75	寒川町	48,348	60	30
都筑区	213,132	100	50	大磯町	31,634	60	30
川崎市	1,538,262	150	75	二宮町	27,564	50	25
川崎区	232,965	100	50	中井町	9,300	40	20
幸区	171,119	100	50	大井町	17,129	50	25
中原区	263,683	100	50	松田町	10,836	40	20
高津区	234,328	100	50	山北町	9,761	40	20
多摩区	221,734	100	50	開成町	18,329	50	25
宮前区	233,728	100	50	箱根町	11,293	40	20
麻生区	180,705	100	50	真鶴町	6,722	40	20
相模原市	725,493	150	75	湯河原町	23,426	50	25
緑区	170,207	100	50	愛川町	39,869	60	30
中央区	273,875	100	50	清川村	3,038	30	15
南区	281,411	100	50				

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

(2) 災害救助法の適用手続

- ア 災害に際し、市町村における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、当該市町村長（救助実施市の長を除く）は、直ちにその旨を知事に報告します。
- イ 救助実施市の長は、災害救助法を適用したときは、知事、関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に報告します。
- ウ 市町村長（救助実施市の長を除く）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供します。
- エ 知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、災害救助法による事務委任に係る事前の取決めにに基づき、下記に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く）が行うこととすることができます。この場合、救助の期間、内容を当該市町村長に通知します。
- オ 知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町村及び各部局に指示するとともに、救助実施市、関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に報告します。

○ 「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類

- ・ 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 被災した住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の捜索
- ・ 死体の処理
- ・ 障害物の除去
- ・ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(3) 資源配分の連絡調整の実施

ア 県が災害対策本部を設置し、災害救助法が適用され、物資等の配分に係る広域調整が必要と判断した場合、県は、資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市に参集を要請するほか、必要に応じて、物資の供給、輸送、保管に係る民間団体に参集を要請します。

イ 資源配分連絡調整チームは、市町村の被災状況や支援ニーズに応じた市町村への資源配分のための供給計画を定め、物資や輸送手段など、必要な手配を行います。

2 義援物資及び義援金

(1) 受入れ及び配分

ア 義援物資

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口義援物資については、原則受入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行います。

イ 義援金

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(2) 指針の策定

県は、義援物資、義援金の受入れ、配分に関して、迅速な対応を図るための指針を策定します。

3 災害弔慰金等

(1) 市町村長は、一定規模以上の地震災害により死亡した住民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の地震災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対しては災害障害見舞金を支給します。

(2) 市町村長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。

- (3) 県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時に「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸し付けます。
- (4) 市町村長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付します。

資 料

- 4-14 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書（日本赤十字社神奈川県支部）

第15節 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講じます。

1 水害・土砂災害対策

県及び市町村は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施します。また、土砂災害等の危険箇所の点検については、必要に応じ専門技術者等を活用して行います。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

さらに市町村は、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施します。

また、横浜地方気象台及び県は、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施します。

国は、天然ダムや火山噴火による土石流等大規模な土砂災害が急迫している場合に、また、県は地すべりによる大規模な土砂災害が急迫している場合に、緊急調査を実施して、被害の想定される土地の区域・時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を住民への避難指示の判断に資するために、市町村に通知するとともに、住民等への周知を行います。

2 建築物及び敷地対策

(1) 県及び市町村は、余震等による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊をもたらす人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、住民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

(2) 建設業者等も、ボランティア、調査活動等で、自社施工の建築物、構造物の危険性を調査し、一定の役割を果たします。

(3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、県及び市町村又は建設業者等は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

3 津波対策

県及び沿岸市町は、津波による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事を行います。なお、防潮門扉等の閉鎖作業等者の安全確保に留意します。

沿岸市町は、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

4 爆発等及び有害物質による二次災害対策

(1) 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検や応急措置を行います。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡します。

さらに県は、市町村と協力して県内の工場等の立入調査を実施し、安全確認に努めます。

(2) 県、市町村又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

第16節 津波対策

沿岸住民及び海岸利用者等は、日頃から、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難をするなど、津波に対する防御意識が大切です。沿岸市町他防災関係機関は、津波が発生するおそれがある場合、災害を防止するための迅速・的確な措置を行います。

1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の伝達

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の種類、解説及び津波の高さ

気象庁は、地震の発生後、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて大津波警報、津波警報、津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表します。津波警報等の種類、発表基準及び発表される津波の高さは、次のとおりです。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 発表の場合
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで 3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5 m (3m<予想高さ≤5m)	
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで 1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合であって、津 波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記 しない)

※大津波警報を特別警報に位置づけています。

(2) 津波情報の解説

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表します。

○津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報 (*2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。(*1)
沖合の津波観測に関する情報 (*3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表します。

(*2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっともはやく津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。

(*2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

(*3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

○ 沖合で観測された津波の最大波

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 津波予報の解説

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します）。

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(4) 津波警報等並びに津波情報及び津波予報の受理伝達

沿岸市町他防災関係機関は、津波警報、避難情報を確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図ります。

ア 気象庁が、津波予報区の東京湾内湾若しくは相模湾・三浦半島に津波警報等を発表した場合、県は防災行政通信網を通じて沿岸市町等に津波警報等並びに津波情報及び津波予報を伝達するとともに、災害情報管理システムにより被害情報を収集する旨の連絡を行い、被害の早期把握と情報の共有化を図ります。

イ 県及び防災関係機関は、津波警報等並びに津波情報及び津波予報を地震情報等の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達します。

ウ 気象庁が、津波警報等を発表した場合、緊急速報メールにより該当する津波予報区沿岸地域の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に、津波避難に関する緊急情報が一齐に配信され、万が一、気象庁が第1報で発表した警報時の津波予想高を超える津波予想が発表された場合などは、政令市にあっては、津波のハザードマップで浸水が想定されている沿岸区等に設定したうえで、県からも必要な情報を緊急速報メールで配信します。また、海岸利用者や沿岸部の道路利用者に対し、津波情報盤や道路情報板により津波情報を伝達します。

エ 沿岸市町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などにより津波警報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて、気象業務法に従ったサイレンにより、直ちに住民等に伝達するとともに、避難情報の発令等の措置を行います。

オ 県及び沿岸市町は、民間の団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる方や聴覚に障害を持った方たちなどに対し、津波からの避難を促すため、国における検討会での結果を踏まえた旗による視覚に訴える情報伝達も活用し、多様な手段で避難を呼びかけます。

2 沿岸市町の措置

(1) 沿岸市町は、強い地震（震度4程度以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認める場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な対応を行います。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達します。

(2) 沿岸市町は、予想される津波到達時間を考慮しつつ、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、防潮水門の閉鎖や要配慮者の避難支援などの緊急対策を行います。

(3) 沿岸市町は、津波のための避難指示を発令した場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸市町に連絡するものとします。

3 その他防災関係機関の措置

(1) 県警察は、津波警報が発表されたとき又は津波による浸水が発生すると判断した場合において、沿岸市町長が避難指示をすることができないと認めるとき又は沿岸市町長から要請があったとき、若しくは危険が切迫していると自らが認めるときは、直ちに沿岸住民及び海岸利用者等に避難の指示を行います。

(2) 第三管区海上保安本部は、津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船舶、航空機等を巡回させ、拡声器、垂れ幕等により情報を周知します。

資 料

4-16 気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報

参 考

4-1-(3) 地震情報等の受理伝達系統図

